

平成 27 年第 3 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 27 年 3 月 24 日、午後 1 時 20 分から消防署講堂において、平成 27 年第 3 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
城所 正彦
保坂 律子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	伊藤 徹男
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 1 号請願
「稲城市の芸術・文化振興のあり方に関する請願」
- (5) 日程第 5 第 4 号議案
「平成 27 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (6) 日程第 6 第 5 号議案
「平成 27 年度稲城市公立学校職員の人事について」
- (7) 日程第 7 第 6 号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」

- (8) 日程第 8 第 7 号議案
「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」
- (9) 日程第 9 第 8 号議案
「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」
- (10) 日程第 10 第 9 号議案
「平成 27 年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (11) 日程第 11 第 10 号議案
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (12) 日程第 12 第 11 号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (13) 日程第 13 第 12 号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (14) 日程第 14 第 13 号議案
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (15) 日程第 15 第 14 号議案
「適応指導教室（梨の実ルーム）の移転について」
- (16) 日程第 16 報告事項

委員 長 ただいまから平成 27 年第 3 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
初めに、本日、小島教育長より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。
なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、在任委員の過半数が出席しておりますので、本会を開催いたします。
それでは、日程第 1、本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、保坂委員にお願いいたします。
次に、日程第 2 「会期の決定」についてお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。
これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第 4 第 1 号請願を先に行い、その後、日程第 5 第 4 号議案、日程第 6 第 5 号議案、日程第 10 第 9 号議案から日程第 14 第 13 号議案、日程第 7 第 6 号議案から日程第 9 第 8 号議案、日程第 15 第 14 号議案、日程第 3 教育行政報告、日程第 16 報告事項といたします。
それでは、日程第 4 第 1 号請願「稲城市の芸術・文化振興のあり方に関する請願」を議題といたします。
事務局からお願いいたします。どうぞ、教育総務課長。

教育総務課長 稲城市芸術・文化振興のあり方に関する請願ということで、請願者は記載のとおりでございますが、平成 27 年 2 月 25 日付で教育委員会宛に提出がなされました。

請願事項としましては、「稲城市芸術・文化振興条例」の制定に向けて具体的な検討を始めることということで、『稲城市において、現中央公民館ホールは、40 年の歩みを重ね、芸術・文化活動を中心に多目的ホールとして、多くの市民に親しまれていました。国においては、芸術・文化をめぐって、法律が整備され、各自治体に対しても同様に振興を図るよう求めています。このため、稲城市としても、中・長期的な芸術・文化振興のあり方を検討し、明確な提示をしていくことが、必要ではないかと考えます。そこで、稲城市教育委員会において、「稲城市の芸術文化の振興について」関係する市民の参画を得て、「稲

城市芸術・文化振興条例」の制定に向けて具体的な検討を始めることを求めるものです』ということで、請願書が出されました。

詳細につきましては、生涯学習課長から改めてご報告します。

委員長 ありがとうございました。
 それでは、生涯学習課長、よろしく願いいたします。

生涯学習課長 それでは、請願理由のご説明をいたします。

中央公民館ホールにつきましては、改修に際し、課題が集約されてきており、具体化のためには、稲城市の中・長期の芸術・文化振興のあり方を明確にすることが求められるとし、中央公民館ホールが設置されたときに、社会教育委員の会議は、「社会教育及び社会体育施設に関する基本計画について」昭和58年5月31日付で「芸術・文化施設について」を答申し、この答申により建設されたとしております。この経過を踏まえ、稲城市の芸術・文化振興のあり方を明確にすることが求められる中で、下記3点の検討が必要であると考え、要望するとしております。

1、建設当初の考えを踏まえ、公民館や公民館ホールが芸術・文化の振興にどのような役割を果たしてきたのか、実績の整理が必要としております。

2、平成21年にオープンした「iプラザホール」の基本計画に期待された内容について、中央公民館ホールとの関連も含め、検証の必要があるとしております。

3、平成13年12月7日に、国の「文化芸術振興基本法」が公布され、その制定理由についての記載と、地方公共団体の施策について、「地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする」と述べられているとしております。

さらに、以下に3点の要望事項の詳細が記されております。

請願理由の概要につきましては、以上でございます。

また、請願理由の中に、「社会教育委員の会議は、「社会教育及び社会体育施設に関する基本計画について」昭和58年5月31日付で「芸術・文化施設について」を答申しております」とありますが、社会教育委員の会議は、昭和58年5月31日付で「芸術・文化施設について」の答申を行った事実はございません。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
 意見が終わりました。これより質疑に入ります。質疑またはご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。
 いかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 それでは、質問でございます。請願理由の中で、中央公民館ホール改修に当

たつて、稲城市の中・長期の芸術・文化振興のあり方を明確にすることとありますが、生涯学習課では、条例以外で計画や指針といったものなどが何もないまま、無計画に事業を行っているということでしょうか。

委員 長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 稲城市では、第四次稲城市長期総合計画の中で、生涯にわたる学習・文化・芸術活動などの振興に関する施策を明確に示しております。また、この長期計画の分野別個別計画として、実効性を確保・補完するために、第三次稲城市生涯学習推進計画を定め、具体的な推進の取り組みを示しております。

以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。どうぞ。

伊勢川委員 具体的にわからない面がありますので、もう少し施策というか、どのようなものがあるのかをご説明していただけたらと思います。

委員 長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 文化・芸術活動の具体的な施策といたしましては、市民の方々が身近に親しめるものとして、サロンコンサート、稲城寄席、平和コンサートなどの鑑賞の機会を充実しております。また、市民文化祭、芸術祭などの発表の場の充実、また、各文化センター祭、大空町の芸術・文化交流などのような交流施策といったものもございます。

以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。

2点ご質問がありました。ほかにはいかがでしょうか。保坂委員、どうぞ。

保坂委員 この中央公民館の完成時期をいま一度確認させてください。

委員 長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 中央公民館につきましては、昭和48年3月に竣工いたしまして、備品を手配するなどの開館準備をした上で、同年6月に開館しております。

以上でございます。

委員 長 どうぞ。

保坂委員　　そうしますと、昭和48年ということだと、もう築40年以上経過しているということですね。

委員 長　　生涯学習課長。

生涯学習課長　　そのとおりでございます。

委員 長　　40年以上経過しているということですが、いかがでしょうか。どうぞ、保坂委員。

保坂委員　　そうしますと、開館当初の利用実績、40年ということでしたので、開館当初の利用の実績と、それから、直近での利用の実績についても確認させていただきたいんですが。

委員 長　　生涯学習課長。

生涯学習課長　　昭和48年度の中央公民館 1 日当たり平均利用者数は248.7人でした。平成25年度の 1 日当たりの平均利用者数といたしましては、中央公民館が217.6人、第二公民館が99.6人、第三公民館が69.7人、第四公民館が103.8人、城山公民館が159.1人であり、5館合計では649.8人となります。以上でございます。

委員 長　　ありがとうございました。どうぞ、引き続き。

保坂委員　　今お聞きした数字からですと、毎日多くの方々が活動されているというふうを感じるんですけども、この現況を踏まえて、現在までの公民館の整備状況に対するお考えを教えてくださいませんか。

また、あわせて、中央公民館のホールと i プラザホールの特徴についても、それぞれお伺いしたいと思います。

委員 長　　お願いいたします。

生涯学習課長　　市では、公民館が入った複合施設として、文化センターを市内に 5 館整備しております。また、i プラザにつきましては、既存の文化センターよりもグレードを高め、公民館よりも広い目的で市民誰もが利用できる施設としたものがございます。これによりまして、公民館施設等につきましては充足していると考えております。

また、両ホールの収容規模は、400人程度の同等の座席数を有したホールでございますが、i プラザホールにつきましては、都内でも 1、2 を争う音響にすぐれたホールでございます。一流の音楽を鑑賞できる施設となっております。

また、中央公民館ホールにつきましては、市民の幅広い芸術活動に対応できる多目的ホールとなっております。以上でございます。

保坂委員 ありがとうございます。よくわかりました。

委員長 ありがとうございます。
ご質問があれば、なおかつよろしくお願いたします。城所委員、どうぞ。

城所委員 iプラザについてお伺いします。iプラザの基本的な理念がどんなものなのか、教えていただけますでしょうか。

委員長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 iプラザホールにつきましては、生涯学習活動やコミュニティ活動の推進、また、文化・芸術活動の振興、青少年の健全育成を目的とした、先ほども申し上げましたが、市民が誰でも利用できる複合施設となっているものでございます。

委員長 ありがとうございます。引き続き、どうぞ、城所委員。

城所委員 今ご説明いただいたこのような理念を達成されるために、iプラザを運営するPFI事業者に対して、市はどのように関与しているのか、教えてください。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 iプラザでは、利用目的に沿った児童・青少年エリア、生涯学習エリア、図書館エリアがございまして、エリアごとの事業の実施内容につきましては、毎月のモニタリング会議というもので指導・監督を行っております。また、年間の事業計画を組む際には、iプラザ側と調整会議を行いまして、実施時期の調整や、市民ニーズに対応した内容の事業を実施することなど、指導を行っております。以上でございます。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 ご質問等、まだございましたらば、お伺いいたします。どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 請願理由の1、検討項目3に示されています、国の法律名、公布日及び制定理由などについて、間違いはございませんでしょうか。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 記載のとおりでございます。

委員 長 どうぞ。

伊勢川委員 地方公共団体の施策として、条例に限定されてしまうのでしょうか。条例が制定されている地方公共団体の状況がわかれば、教えていただきたいのですが。

委員 長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 地方公共団体におきましては、指針や計画といったものなども施策に含まれるというふうに考えております。多摩地域26市における条例制定状況でございますけれども、国分寺市、立川市、昭島市、小金井市、西東京市の5市で文化・芸術に関する振興条例が制定されております。以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。どうぞ。

伊勢川委員 先ほどもちょっと説明されたんですけれども、稲城市では、第四次稲城市長期総合計画や第三次稲城市生涯学習推進計画策定の際には、市民参画、市民の声を聞くことが行われているのでしょうか。

委員 長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 稲城市では、このような計画を策定する際には、市民の意見をしっかりと聞く機会を設けております。

例えば、第四次稲城市長期総合計画の策定に際しましては、稲城市長期総合計画審議会を発足させ、教育委員会の委員を初め、学識経験者など、20名の中に一般市民代表者11名を含めました委員が市民意識調査、関係団体とのヒアリング調査、市民会議提言書など、さまざまな市民の意見を踏まえた上で審議を行い、策定しているということでございます。

また、第三次稲城市生涯学習推進計画の策定に際しましても、第一次の稲城市生涯学習推進計画を策定する際に、市民意見の策定委員会による提言がありましたので、この理念を具現化するために、継続性を重視した市民意識調査の実施や、市民フォーラムでの意見聴取、あるいはパブリックコメントも行った上で、学識経験者などによる検証を行った上で、社会教育委員の会議の意見も反映させて、策定しているというようなこととなっております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
いろいろとご質問出ましたけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員長 それでは、再開いたします。
賛成意見をお願いしたいと思いますが、ございませんね。
それでは、ほかに意見がないようですので、以上で賛成意見を終結いたします。
続きまして、反対意見をお願いいたします。ございましたら、どうぞ。保坂委員。

保坂委員 私は、芸術・文化の振興に関する施策について、条例を定めることも一つの手法ではあるかと考えるのですけれども、ただ、既存の計画と乖離することがないように、教育長のシンクタンクである社会教育委員の会議など、広い見識を持った方々による調査・研究などで、稲城市の芸術・文化振興のために有益な効果が得られるようにタイミングと手順を踏むべきじゃないかというふうに考えます。

また、理由の記載に事実の誤認があるようですし、条例化については現段階では適切な判断を下せないことから、この請願の採択には反対いたします。

委員長 ありがとうございます。
ほかに反対意見の方はないでしょうか。
それでは、ほかに意見がないようですので、これより第1号請願「稲城市の芸術・文化振興のあり方に関する請願」を採決いたします。
本請願について、採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者無し)

委員長 挙手する者はおりませんので、よろしく願いいたします。よって、第1号請願は不採決となりました。

次に、日程第5 第4号議案「平成27年度稲城市教育委員会職員の人事について」及び日程第6 第5号議案「平成27年度稲城市公立学校教職員の人事について」を議題といたします。

第4号議案、第5号議案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、第4号議案及び第5号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第4号議案、第5号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第4号議案、第5号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします。

これより、第4号議案「平成27年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、第5号議案「平成27年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第10 第9号議案「平成27年度稲城市立小・中学校医等の委嘱について」、日程第11 第10号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」、日程第12 第11号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」、日程第13 第12号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」及び日程第14 第13号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

第9号議案から第13号議案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第9号議案から13号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第9号議案から第13号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第9号議案、第13号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

これより、第9号議案「平成27年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第10号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第11号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第12号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第13号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第7 第6号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長職務代理者教育部長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者

教育部長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行による総合教育会議の設置に伴い、稲城市教育委員会事務局処務規則（昭和48年稲城市教育委員会規則第1号）の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。
詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員 長 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長

第6号議案、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、詳細を説明させていただきます。

議案概要説明書からでございますが、本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行されることに伴うものでございますけれども、新教育長制度等は経過措置が図られているところはございますが、首長の大綱策定、総合教育会議の設置につきましては、改正法に基づきまして本年4月1日から進めなければならないということで、今回の処務規則の改正につきましては、総合教育会議に関する内容を追加するものでございます。総合教育会議の開催につきましては企画部

が主になりますけれども、開催に際しては、資料の準備等、教育委員会教育総務課が連携をとりながら進めていくということで規定を設けさせていただいたところでございます。

改正内容につきましては、別表4、新旧対照表、議案の3枚目をお開きいただけるとわかりやすいかと思いますが、別表4の部の事務分掌、所掌事務につきまして、第8に「総合教育会議の準備等に関すること」を加えて、その後、第9、第10に条ずれをさせていただくという形になってございます。

施行期日としましては、本年、平成27年4月1日を期日としています。
以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいですか。質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第6号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 第7号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長職務代理者教育部長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者

教育部長

本案につきましては、電算処理による印影の刷り込み手続において必要な事項を定めるため、稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員長

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長

第7号議案、稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、詳細な説明をさせていただきます。

議案概要説明書の第7号議案ということで、電算処理による印影の刷り込み手続において、一部改正をするものでございますが、現在、教育委員会の公印規則につきましては、事前の押印、そういった刷り込みによる場合には事前申請が公印の使用の許可要件になってございますが、昨今の電算化の流れを含みまして、いわゆるコンピュータでデータで受け取ったものに公印を押すという

ような手続もなされることから、第12条として「電算処理による印影の刷り込み」を加えるものでございます。それに伴って、条ずれ等も起こします。

議案の6枚目、新旧対照表ということで詳細をお伝えしてございますけれども、第12条に加えさせていただくという形になっています。ちなみに稲城市の公印規則につきましては、第10条で公印の事前押印、第11条で公印印影の刷り込み、第12条で電算処理による印影の刷り込みとなっております。教育委員会におきましても、電算処理による印影の刷り込みを加えまして、第12条以降を第13条、第14条という形で条ずれをさせていただくということでございます。稲城市の公印規則につきましては、既にこの条文が規定されておるところでございますので、おくれらせながら、稲城市教育委員会の公印規則についても規則の改正をさせていただくということで進めさせていただきたいと思っております。

なお、施行期日に関しては、平成27年4月1日としております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

特にございませんか。よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第7号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 第8議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長職務代理者教育部長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者

教育部長

本案につきましては、稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する利用方針に基づき、稲城市立学校学区の設定及び変更を行うため、稲城市公立学校学区に関する規則を改正する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

委員長 学務課長、お願いいたします。

学務課長 それでは、詳細な説明をさせていただきます。

まず、お手元の議案書の5ページ以降に新旧対照表がありますので、それと議案概要説明書で、まずご説明させていただきます。

本案は、平成25年第1回の稲城市教育委員会において承認されました「稲城市公立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針」に基づいて、今回、創設されます南山小学校の通学区域を設定し、あわせて稲城第一小学校、稲城第三小学校、稲城第六小学校、稲城第七小学校、向陽台小学校、城山小学校の通学区域を変更するために提案するものです。

改正内容ですが、まずは南山小学校の開校に伴いまして、南山小学校の通学区域を設定するものです。

また、その設定に伴いまして、影響を受ける稲城第一小学校、稲城第三小学校及び稲城第七小学校の通学区域の一部を南山小学校の通学区域に編入いたします。

また、ここで南武線の高架が終わりまして、そこに遮断するものがなくなりましたので、それに合わせて、稲城第六小学校と稲城第三小学校の通学区域の一部を変更しまして、稲城第三小学校であった通学区域を稲城第六小学校に編入するものです。

もう一点は、城山小学校の通学区域の一部を向陽台小学校の通学区域に編入いたします。これにつきましては、学校規模の均衡というようなことがありますので、今、城山小学校はかなり人数がふえております。また、向陽台小学校は300名程度の学校になっておりますので、これらの児童の数の均衡を図るということで、通学区域を変更させていただくものでございます。

また、新旧対照表の中でかなり地番が入れかわっておりますけれども、通常は続き地番の中で記載できたものが、途中の地番を南山小学校のほうにひっばってしまったりなんかしたものですから、少し記載が多くなっているということで、一小、三小、七小については、ほとんど南山小学校のほうに地番が移っているというものでございます。

あと、詳しい内容につきましては、お手元にカラー刷りの学区域図をお配りしていると思いますが、これをご覧ください。

まず、南山小学校でございますが、この学区域図の右下あたりにあります。南山小学校区ということで、黒く縁取りをさせていただきました。これを南山小学校区とさせていただきます。この図面の左側といいますか、北西側ですね、この青いところが三小学区から南山小学区のほうに編入されるものです。

また、その右側にあります、赤い色のところが稲城第一小学校区から南山小学校区に編入されたものです。

また、右側、東側にありますが、このオレンジ色につきましては、稲城第七小学校区にそのまま残させていただいております。これは南山の区域に入りますけれども、実際に今のところ、南山小学校に通うための道が整備されていな

いということがありますので、今後、整備されましたら、その辺の利用状況等も踏まえて、また変更するかどうかということを考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、うぐいす色のところでございます。これが三小学区から六小学区に変更したものです。これは、ご案内のとおり、南武線の高架が終了しまして、あそこの通学に関して線路を渡るということがなくなりましたので、小学校の規模の均衡を図るために、三小学区から六小学区に変更したものです。

もう一点、むらさき色のほうですが、これは城山小学校区から向陽台小学校区に変更した地域であります。以前より、この地域の方からは向陽台小学校のほうに近いんじゃないかというようなこともありまして、いろいろと検討した中で、学校の規模の均衡を考え、今回、向陽台小学校のほうに転入をさせていただきました。以上でございます。

委員 長 色分けをして、わかりやすい説明が入ってございました。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

保護者への説明はもう既に終わっているんでしたよね。

学務課長 実際に今回で変更された例につきましては、事前の調整がありますので。ただ、事前から城山小学校に行っている方については、変えたからといって、いきなり向陽台小学校に行かなくてはいけないということではなくて、その辺の経過措置はとらせていただいて、今度の新1年生と、そういう方については学区を変更しているということにしております。

委員 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 新旧対照表を見まして、南山小学校の部分を見ますと、区画整備事業のいわゆる仮換地の街区番号のみの記載となっているんですが、実際に換地がなくなって、正式な番地になるのは相当先な話だと思うんですけども、それに応じてまた規則も変えるということなのでしょうか、これは。

委員 長 学務課長、お願いします。

学務課長 今のところ、その街区以外には、仮換地先の地番が動く可能性もあるということ、あと、開発状況によっては街区も動いてしまうというようなことがありますので、都度変えていかなくちゃいけないと思うんですけども、とりあえず、今回、南山小学校が開校いたしますので、今ある街区の中で考えています。

委員さんがおっしゃるように、今後、その換地処分が、31年ぐらいというような予定でいるようですけども、そのときには正式な地番が振られますので、

改めて全く変えるようになると思いますけれども、それまでは、当分の間はこの街区で表示をしていくほうがわかりやすいかというふうに考えております。

城所委員　じゃあ、当分の間、この規則を変えることは考えていらっしやらないと。

委員長　学務課長。

学務課長　街区番号が変わってしまうようなことがある場合には、このままではない街区に建てるようなことになりますので、そういう場合には、やはり都度規則の改正をしなくちゃいけないというふうに考えております。

城所委員　結構ありそうじゃないですか。そうでもないんですか。

委員長　学務課長。

学務課長　土地区画整理事業の性質上、やはり土地利用を図る中で換地を希望する、あるいはその従前の土地の所有者から土地利用をどうするかということでもいろいろと変更があるかもしれませんので、それほど頻繁ではないとは思いますが、歩行者専用道路が入ったとか、そういうことになると、街区番号に枝番がついたりとか、そういうことは今後も頻度的には多いかもしれないというふうに考えております。

城所委員　要は私が心配するのはね、そういうたびにこの規則を変える必要があるのかなと思ったんですけれども。

委員長　学務課長。

学務課長　これを見て、やはり転入者の方とか、そういう人たちは、多分、自分がどこに引っ越したらどこの学校に行くんだろうというようなことが出てくると思うんですね。ただ、基本、南山小学校の中の学区域で街区番号が変わるだけですから、街区番号の中のものについてはそれほど影響はないかもしれませんので、それは状況を見ながら変更していきたいというふうに。

委員長　よろしいですか、もう質問のほうは。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより第8号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第 8 号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第 15 第 14 号議案「適応指導教室（梨の実ルーム）の移転について」を議題といたします。
教育長職務代理者教育部長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者

教育部長 本案につきましては、稲城市立向陽台小学校に設置してきた適応指導教室を稲城市教育センター内に移転する必要があるため、本案を提出するものでございます。
詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員 長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、第 14 号議案、適応指導教室（梨の実ルーム）の移転につきまして、ご説明申し上げます。

議案書及び議案概要説明書をご覧ください。

稲城市適応指導教室は、平成 10 年に、不登校の問題に対し適切な相談指導を行うことを目的として、当時の稲城市教育相談所内に発足し、平成 15 年には、稲城市向陽台 3-2、稲城市立向陽台小学校内に移転し、以後、今日まで、同小学校内の教室を借用し、適応指導を実施しております。

一方、稲城市教育委員会では、平成 25 年 4 月から、稲城市平尾 1-9-1、複合施設ふれんど平尾内に教育センターを置き、学校経営支援室、教育相談室、特別支援教育相談室を設置し、教育センター機能の充実整備を進めてまいりました。

本議案は、適応指導が稲城市教育センター条例第 4 条（2）教育相談に関する事業に該当することから、平成 27 年 4 月から適応指導教室を教育センター内に移転し、教育相談、就学相談等、適応指導の一層の連携を可能とし、教育センター機能の強化・充実を図るとともに、不登校児童・生徒の適応指導の一層の充実を図るものでございます。

移転の理由といたしましては、第一に、稲城市教育センター勤務の非常勤教員及び心理職等、より多くの人材を適応指導教室の指導者として活用し、よりきめ細かな学習指導及び心理的支援が可能になること。第二に、元は小学校施設であったふれんど平尾内のグラウンドや体育館等の施設を利用し、運動や体験的活動の機会をより多く確保できること。第三に、在籍児童・生徒に対し手狭になっている現在の環境を改善するとともに、より多くの児童・生徒の受入れが可能になることがございます。

指導体制といたしましては、引き続き、学校管理職を経験した指導員 2 名と、

非常勤職員が中心に指導及び支援を行ってまいります。教育センターに移転することにより、学校経営支援室の研究主事、教育相談室及び特別支援教育相談室の相談員による支援も充実し、より多くの関わりによる支援を推進してまいります。

今後、教育センターと各小・中学校及び指導課との連携を一層密にとりながら、不登校児童・生徒の教育上の諸問題や悩み、いじめや不登校等の問題に対する適切な相談指導を通じて、学校復帰に向けた学習指導や相談活動の充実を図ってまいります。以上、ご説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

梨の実ルームの移転に伴う説明がありました。
いかがでしょうか。城所委員、どうぞ。

城所委員 客観的に見て、向陽台から平尾に移るとするのは交通の利便性というのをちょっと考えてしまうんですが、その辺は通学をする上での対応策というのはお考えになっているのでしょうか。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 今回の移転に伴いまして、現在通室している生徒を中心に、交通の事情について、それぞれ検討させていただいております。通学に不便が生じる児童・生徒については、始業時刻、終業時刻をiバスの発着時刻に合わせて設定をして、不便の生じないようにしていく予定でございます。

城所委員 ということは、あくまでも自力で行けということですね。

委員長 指導課長。

指導課長 原則はそれぞれ自分の力で行くということになります。

委員長 iバスの利用ということですか。

指導課長 そのようになります。

委員長 iバスは、行きにくい場所がありまして、そのあたりもひとつご考慮いただければというふうに思います。市のほうへの注文になるだろうと思うんですけども。なかなかバスのルートは難しいんですけどね。そのあたりはよろしくお願いいたします。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第14号議案「適応指導教室（梨の実ルーム）の移転について」を採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、教育長職務代理者教育部長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3 「教育行政報告」を教育長職務代理者教育部長よりお願いいたします。

教育長職務代理者

教育部長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について

学務課長 1 平成27年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成26年度第2回稲城市学校保健連絡会について
3 寄附について

指導課長 1 担当者事業について
2 連携推進事業について
3 研修事業について
4 教育研修奨励事業について
5 その他について
6 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 文化財の保護と普及について
5 生涯学習推進事業について
6 学校施設コミュニティ開放事業について
7 放課後子ども教室参加状況について

- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成27年度2月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成26年度第4回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 2 平成26年度第2回稲城市学校保健連絡会について
 - 3 平成26年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
 - 4 平成26年度第8回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 5 平成26年度第4回給食主任会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校・地域との連携について
 - 6 図書館の利用状況について

委員長 ありがとうございました。
 教育行政報告が終わりました。
 次に、日程第16 「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。
 「稲城市いじめ防止基本方針について」を指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 稲城市いじめ防止基本方針の決定について、ご報告申し上げます。
 本方針は、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものでございます。

 去る1月20日の定例教育委員会におきましてご報告させていただいたものと同じ内容で、本日の報告事項の資料にございます、本文、対応の全体構造図及び、A3判の概要のとおり、2月13日に稲城市議会福祉文教委員会に報告を

いたし、お認めをいただき、3月に市長決裁をいただき、内容が確定いたしました。本市長決裁を受け、本日改めてご配付いたしました資料のとおり、稲城市いじめ防止基本方針を平成27年4月1日から施行する運びとなったものでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

報告事項が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

市長部局へ報告も終わっているということなのですが、よろしいですか。ご質問等ありましたらお願いしたいんですが。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。
ありがとうございました。

(午後 3時26分閉会)